



広告代理店様など、ご契約者様以外の設定を扱う必要がある場合でも、より柔軟にサービスをお使いいただくために、再販に関してルールを設けています。

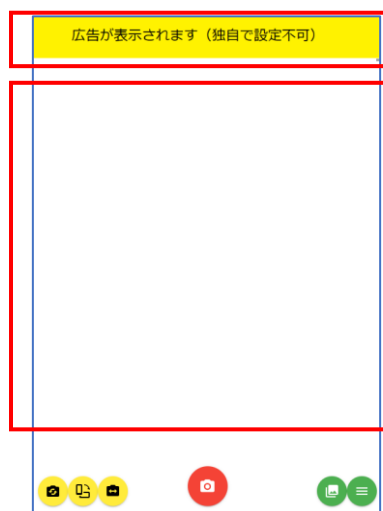
■再販について

当サービスでは、有償・無償を問わず、ご契約名義以外の第三者にサービスの一部を貸与する行為を「再販」と定義し、原則として禁止しています。
ただし、下記の条件を全て満たす場合にのみ再販を行うことが可能です。

■再販について

- ・当サービスの契約者と再販先とは、直接連絡が可能な状態であること
- ・不特定の相手を再販先としないこと
- ・再販先は法人のみとすること（個人は不可）
- ・再販先のサービスとして見える形で再販する場合は、当サービスの1アカウントにつき、1団体のみとする
- ・契約者のサービスとして見える形で再販する場合は、当サービスの1アカウントにつき10団体のみとし、11団体以上の場合は別途再販手数料を頂きます。料金についてはお問い合わせください。
- ・独自バナーに関しては再販に含みませんのでご自由に設定してください。
- ・契約者は、再販先に対して、禁止事項など当サービスにおける利用規約を説明し、遵守させること
- ・再販先へのサービス上のサポートは、契約者自身が行うこと
- ・サーバーに多大な負荷をかけないこと

■事例



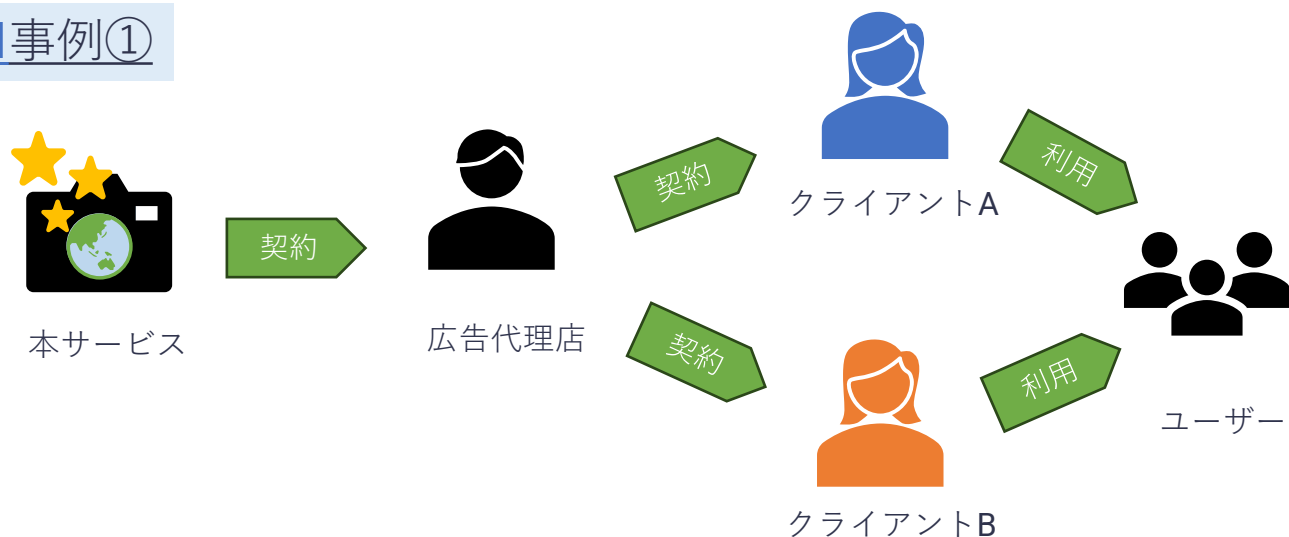
独自バナーは再販に含みません

再販対象

※協賛ロゴを入れる場合も
再販にはカウントしません



■事例①



契約者がクライアントAとクライアントBの2つのフォトスポットを設定する場合にユーザーが、クライアントA・Bのフォトスポットがそれぞれのクライアントのサービスと認知できる場合は2アカウント作成してください。

※1アカウントで2クライアント分のフォトスポットを設定することは禁止です

■事例②



契約者がフォトスポットを設定し、ユーザーが契約者のサービスとして認知できるものを、再販する場合は10団体まで再販可能です
11団体以上は別途再販手数料を頂きます。